

豊根村公共施設等総合管理計画(改訂版)



令和4年3月 改訂



豊根村

目次

第1章 序論	3
1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ	3
2. 策定に関する国の指針	3
(1) 計画のポイント	3
(2) 計画に記載すべき事項	4
(3) 計画策定にあたっての留意事項	4
3. 対象施設と計画期間	4
(1) 「本計画」の対象施設	4
(2) 計画期間	4
第2章 「人口ビジョン」から見る将来予測	5
1. 村の概況	5
(1) 地勢	5
(2) 沿革	6
(3) 「豊根村まち・ひと・しごと創生総合戦略」にみる基本目標	6
2. 現在の状況と将来の人口予測	8
(1) 人口の推移と現況分析	8
(2) 人口の将来予測	12
第3章 財政状況	13
1. 普通会計の歳入および歳出の状況	13
第4章 公共施設等の現状と将来分析	15
1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算	15
(1) 公共施設の延床面積とその割合	15
(2) 公共施設の更新コスト試算	20
2. インフラ資産の現状と更新コスト試算	21
(1) インフラ資産の現状	21
(2) インフラ資産の更新コスト試算	22
3. 長寿命化対策を実施した場合の将来コスト必要額試算	23
(1) 公共建築物 長寿命化対策の考え方	24
(2) 公共建築物 建替年数の設定	25
(3) 公共建築物 長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算	25
(4) インフラ施設 長寿命化の目標	27
(5) 対策の効果額	29
第5章 公共施設等管理の基本方針	30
1. 本村における基本方針と数値目標	30
(1) 基本方針	30
(2) 公共施設の数値目標の設定	30
(3) インフラ資産（道路・橋りょう・上水道）の数値目標の設定	31
2. 庁内の推進体制	32
(1) 全序的で横断的な推進組織づくり	32
(2) PDCA サイクルを意識した本計画の実行	32
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	33
(1) 点検・診断等の実施方針	33

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	33
(3) 安全確保の実施方針	33
(4) 耐震化の実施方針	34
(5) 長寿命化の実施方針	34
(6) 統合や廃止などの推進方針	34
(7) ユニバーサルデザインの推進方針	34
(8) トータルコストの縮減や平準化に関する方針	34
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	35
(1) 公共施設	35
(2) インフラ資産	37
5. 今後の課題と推進方策	37
(1) 行政サービス水準等の検討	37
(2) 議会や住民との情報共有	38
(3) PPP/PFI の活用について	38
(4) 行政区域を超えた広域連携について	38

第1章 序論

1. 公共施設等総合管理計画の位置づけ

全国の地方自治体は、国の経済成長に伴い、住民に対する行政サービスの向上を目指して公共施設等（庁舎、ホールなどの公共施設、および道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産）の整備を行ってきました。その結果、これまで公共施設等は、住民の生活を支え、生活の質や豊かさを向上させ、活力ある地域社会を形成することに寄与してきました。

しかしながら、特に高度成長期に整備された公共施設等は耐用年数の超過や老朽化により、今後一斉に更新時期を迎えます。また、超高齢社会の到来や少子化による急激な将来人口の減少、住民ニーズやとりまく社会情勢の変化もあり、全国の地方自治体の財政に大きな影響を与える公共施設等の維持管理・修繕・更新を長期的に検討する必要が生じてきました。

そこで、豊根村（以下、本村）における現在の公共施設等の全体像を把握し、長期的な観点から維持管理・修繕・更新を計画的に行っていくための基本として、公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」）を平成29年3月に策定しました。

今回は、令和3年1月26日付けで総務省から示された「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」に基づき、本計画の改訂を図ることとします。

本村の具体的な施設の状況に基づき、長期的な視点をもって、公共施設マネジメントを推進する観点から、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（令和元年6月21日閣議決定）等も踏まえつつ、令和3年3月に策定した「豊根村公共施設個別施設計画」（以下、個別施設計画）と連動した適切な公共施設等の管理推進を目的とします。

2. 策定に関する国の指針

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針（平成26年4月22日／総務省）には、次の留意事項が示されています。

（1）計画のポイント

- ① 10年以上の長期にわたる計画であること

② ハコモノ及びインフラ資産を含む地方公共団体所有のすべての公共施設等を対象とすること

(2) 計画に記載すべき事項

- ① 公共施設等の現況と将来の見通し
- ② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- ③ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(3) 計画策定にあたっての留意事項

- ① 行政サービス水準等の検討
- ② 公共施設等の実態把握及び総合管理計画の策定・見直し
- ③ 議会や住民との情報共有等
- ④ 数値目標の設定
- ⑤ PPP/PFI の活用について
- ⑥ 市区町村域を超えた広域的な検討等について
- ⑦ 合併団体等の取組について

特に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方として、点検・診断等の実施方針、維持管理・修繕・更新等の実施方針、安全確保の実施方針、耐震化の実施方針、長寿命化の実施方針、統合や廃止の推進方針、総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築について記載することとなっています。

3. 対象施設と計画期間

(1) 「本計画」の対象施設

対象は、本村が所有する全ての公共施設およびインフラ資産としますが、総務省の策定指針に基づいて、次の①から④を除く対象施設とします。その結果、対象施設は【図表 1-1】のとおりとなります。（【図表 1-1】は別添とします。）

①河川は、適切に維持管理すれば永久に使用できるとされ、更新の概念がないものとして除外します。

②農林道等は、本村における行政投資額の全体に占める割合が低く、対象とした場合、作業が極めて複雑になるため対象から除外します。

③建て替えを想定していないもの（文化財など）は対象外とします。

④事務組合、広域連合で運営する公共施設等については、それぞれの施設管理者で計画を策定することから、本計画の対象から除外します。

(2) 計画期間

平成 29 年度（2017 年度）から令和 28 年度（2046 年度）の 30 年間とします。

ただし、10 年ごとに計画の見直しと現状分析を行い、計画を更新することとします。

第2章 「人口ビジョン」から見る将来予測

1. 村の概況

(1) 地勢

本村は、愛知県・静岡県・長野県の3県の境界にのぞみ、愛知県最高峰の茶臼山をはじめ、日本ヶ塚山、離山、八嶽山など1,000m級の名山が連なり、標高は149mから1,415mと標高差のある峡谷型地形です。また天竜川をはじめ、大入川、漆島川などの大小河川が渓谷美を織りなしつつ、佐久間・新豊根の大きな二つのダムに流れ込んでいます。

村域の9割以上が山地であり、村内の茶臼山高原と大入渓谷が天竜奥三河国定公園に指定されています。

春は芝桜や新緑、夏はアウトドア、秋は紅葉、冬は県内唯一のスキー場など、四季を通して豊かな自然を楽しむことが出来るため、多くの観光客が訪れます。

■隣接する市町村

愛知県：北設楽郡 東栄町、設楽町
長野県：下伊那郡 根羽村、壳木村、
天龍村、阿南町
静岡県：浜松市（天竜区）

■一般国道

国道151号（別所街道）

■主要地方道

愛知県道1号飯田富山佐久間線
愛知県道74号阿南東栄線

■一般県道

愛知県道426号津具大嵐停車場線
愛知県道428号古真立津具線
愛知県道429号古真立佐久間線
愛知県道506号茶臼山線
愛知県道507号茶臼山高原設楽線

【地図の引用：豊根村HPより】



(2) 沿革

江戸時代、本村域はすべて天領でしたが、1876年には河内村、市原村、大谷村、佐太村の4か村が合併し富山村に、1889年には三沢村、下黒川村、古真立村、上黒川村、坂宇場村の5か村が合併し豊根村となりました。

1955年、佐久間ダムの建設に伴い富山村の河内地区、山中地区、佐太地区の大部分が水没したため村の約3分の1にあたる74世帯が離村し、豊根村でも水没する47世帯が離村しました。また、1973年、新豊根ダムの建設に伴い豊根村の曾川地区、田鹿地区全75世帯が水没したことにより1世帯を除く74世帯が離村することになり人口減少に拍車をかけることとなりました。このような時代の流れを経て、2005年11月には富山村と合併し、現在に至ります。

(3) 「豊根村まち・ひと・しごと創生総合戦略」にみる基本目標

令和2年3月に「豊根村まち・ひと・しごと創生総合戦略」（第2期）が策定され、本村が令和2～6年度に目指す基本目標が以下のとおりとなりました。その目標を引用して、本村の施策の方向性をみておきます。

【基本目標①】地域資源を活かし村民が稼げる村をつくる。

愛知県内有数の観光地である茶臼山高原を、農林水産業や食文化など地域資源を最大限に生かして全国的な観光地へ引き上げていきます。茶臼山の芝桜やスキーパーク期間の集客を一層充実強化するとともに、閑散期をなくし年間を通して観光客が見込めるよう、四季折々の魅力を醸成していきます。また、周辺地域との連携を強化することで、より魅力的な観光地としての飛躍を実現し、三遠南信地域における観光地ブランドとしての確立を図ります。さらに、茶臼山に誘客した観光客を村内全体に誘導し、観光交流の拡大を図り仕事づくりにつなげていきます。

【基本目標②】地方とのつながりを築き、地方への新しい人の流れをつくる。

都市部へ流出した人口のUターン対策と、山村暮らしの新しい価値観を生み出すIターンの受け入れを積極的に行います。また、地域外に住み、移住でも観光でもなく、特定の地域と継続的かつ多様な形で関わり、地域課題の解決に資する「関係人口」の創出や拡大に取り組むことで、村への人の流れを強化します。そのために、若者の田舎志向の受け皿整備を進めるとともに、交流から移住・定住へと流れるような取り組みを進めます。

【基本目標③】結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

自然環境豊かな本村で、若者をはじめとした現役世代が安心して結婚、出産、子育てができるよう切れ目のない支援を行い、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。現役世代が定住することにより、高齢者を支える地域づくりにもつながっていきます。また、地域を担っていく子供の教育は非常に重要であり「豊根が好きだから戻りたい」と思ってもらえるように、保育園・小中学校と連携を図りながら、幼少期から地域との関わりを持てるよう、地域全体で子供を育てる体制を築きUターンに繋げていくような教育環境づくりを進めていきます。

【基本目標④】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

これまで、将来にわたり村民が安心して暮らせるよう様々な生活基盤の整備を行ってきました。そのなかで、消防防災・救急・通勤通学などに必要不可欠な道路整備については、重要度が高いため引き続き必要な取り組みを進めていきます。また、民間サービスの少ない地域であるため、住宅・医療・教育・公共交通・情報通信など、生活に必要な基盤を村で整備して維持管理を行っていますが、人口減少や財源不足により、こうした生活基盤を村単独で維持することが困難な状況になっています。さらに、遊休施設や放置空き家は防災・防犯や周辺環境にも悪影響を及ぼすことが懸念されます。このような実情を考慮し、効率的な運営や周辺地域としつかり連携・機能分担しながら、将来にわたり持続可能な村づくりを進めています。

★横断的な目標の追加（新たな視点）

①多様な人材の活躍を推進する

多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めるとともに、誰もが居場所と役割をもち活躍できる地域社会を目指します。

②新しい時代の流れを力にする

将来的に Society 5.0 の実現に向けた未来技術の活用を強力に推進するとともに、情報通信技術（ICT）を活用し、施策との連携を図り地域課題の解決に取り組みます。また、持続可能な開発目標 SDGs を原動力とした地方創生を推進します。

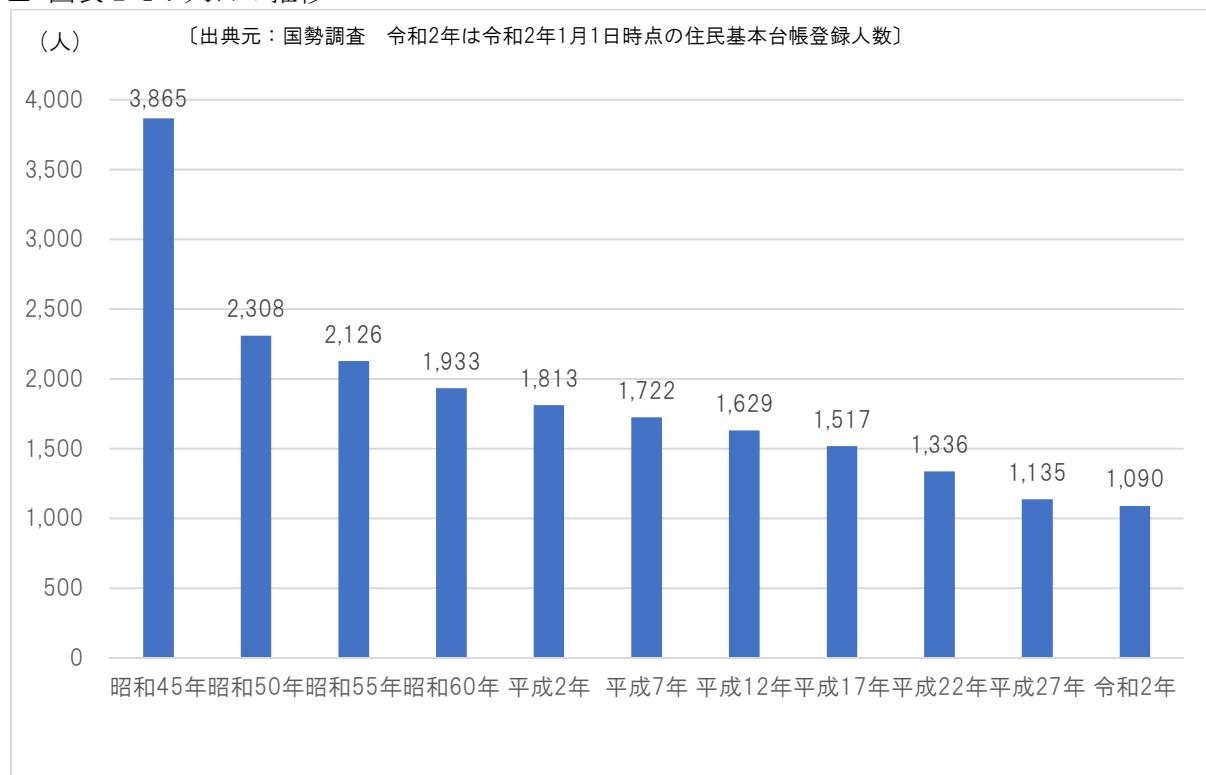
2. 現在の状況と将来の人口予測

令和2年3月に改訂した「豊根村人口ビジョン」（以下、「人口ビジョン」）を基に、現在の状況と将来予測をみていきます。

(1) 人口の推移と現況分析

65歳以上の老人人口は、昭和50年以降は年少人口を上回り、さらに平成17年以降は生産年齢人口も上回っており、高齢化の進行が顕著に表れています。平成27年の国勢調査における高齢者比率は48%と引き続き増加傾向にありますが、年少人口の比率は10%と減少傾向にあります。

■ 図表 2-1：人口の推移



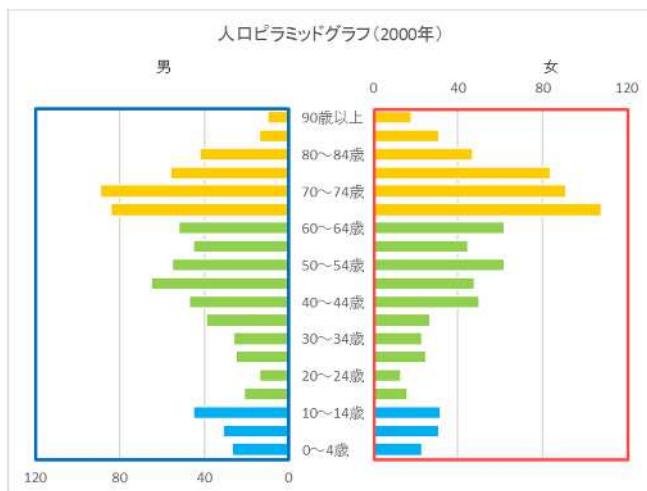
人口ピラミッド（5歳階級別・男女別の人口構成）をみると、男女ともに非常に高齢者に偏った人口構成をしています。特に、15～25歳までの人口の少なさが顕著であり、進学・就職期に村外への転出が進んだものと考えられます。

その一方で、25歳以降の層で徐々に人口が膨らむことから、本村には若年層が結婚・出産期などある程度落ち着いた時期に転入しやすい環境が整っていると考えられます。

ただし、男性に比べて若年層の女性が少ない傾向が見られるため、子を産み育てやすい環境とあわせて、女性が活躍できる雇用の創出も検討する必要があります。

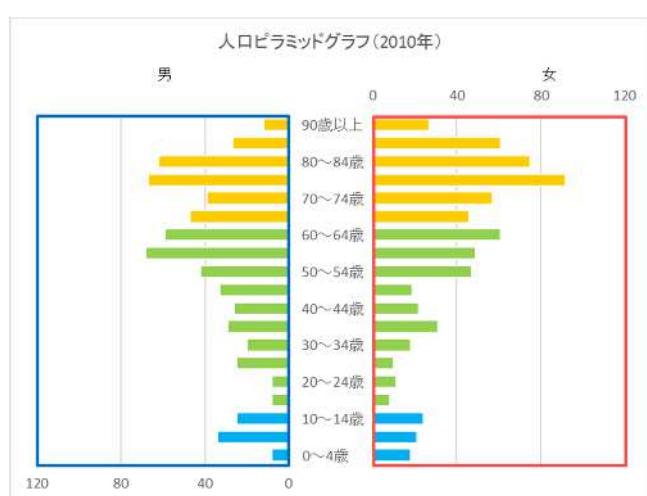
■ 図表 2-2：人口ピラミッド（5歳階級別・男女別人口構成）

平成 12 年（2000 年）



年齢	男	女
90歳以上	10	18
85~89歳	14	31
80~84歳	42	47
75~79歳	56	84
70~74歳	89	91
65~69歳	84	108
60~64歳	52	62
55~59歳	45	45
50~54歳	55	62
45~49歳	65	48
40~44歳	47	50
35~39歳	39	27
30~34歳	26	23
25~29歳	25	25
20~24歳	14	13
15~19歳	21	16
10~14歳	45	32
5~9歳	31	31
0~4歳	27	23

平成 22 年（2010 年）



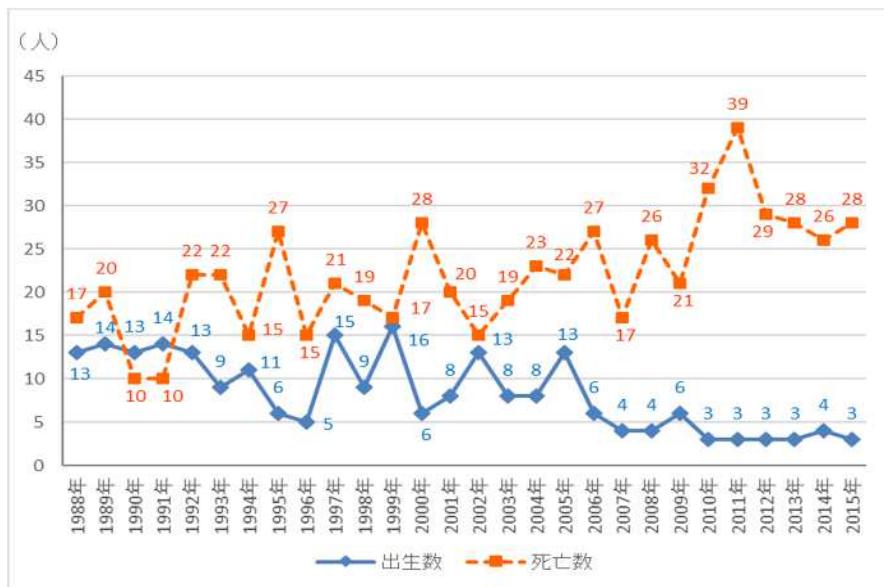
年齢	男	女
90歳以上	12	27
85~89歳	27	61
80~84歳	62	75
75~79歳	67	92
70~74歳	39	57
65~69歳	47	46
60~64歳	59	61
55~59歳	68	49
50~54歳	42	47
45~49歳	33	19
40~44歳	26	22
35~39歳	29	31
30~34歳	20	18
25~29歳	25	10
20~24歳	8	11
15~19歳	8	8
10~14歳	25	24
5~9歳	34	21
0~4歳	8	18

出生数と死亡数の差である「自然増減」は、平成4（1992）年以降、死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況です。

特にここ10年間（2006～2015年）は、年平均23.4人の自然減となっていますが、これは高齢化に伴う死亡者数の増加と、かなり少ない出生数の推移がみられるためであり、自然減を食い止めるさまざまな対策が求められます。

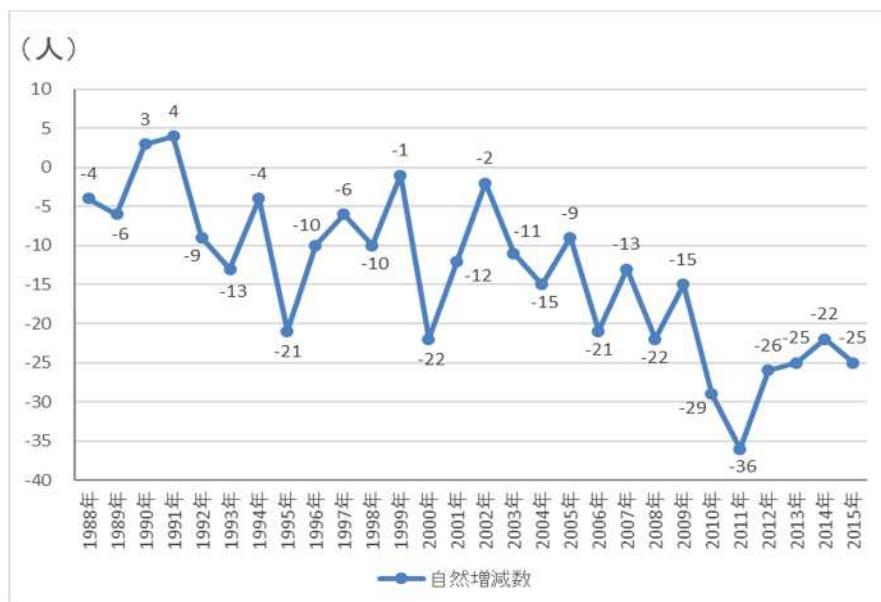
■ 図表2-3：出生数・死亡数の推移

〔「愛知県統計年鑑・国勢調査報告」より〕



■ 図表2-4：自然増減の推移

〔「愛知県統計年鑑・国勢調査報告」より〕

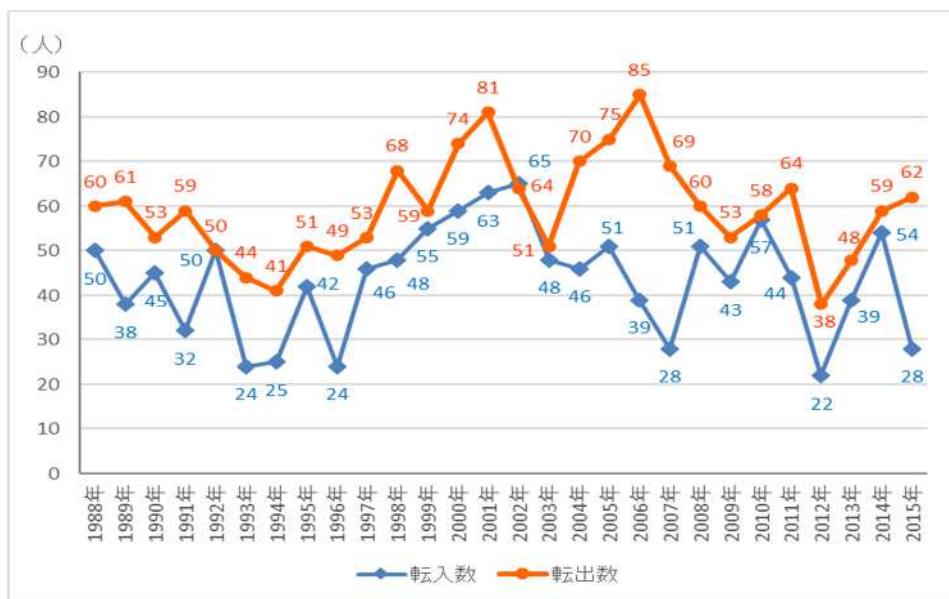


本村の社会増減は、転出数が転入数を上回る「社会減」の状態にあります。年により人数のばらつきがありますが、ここ10年間（2006～2015年）の社会減は年平均19.1人です。

先に図表2-4でみたように、ここ10年間（2006～2015年）は年平均23.4人の自然減となっていることから、社会減と併せると年平均42.5人の人口減がみられることとなり、人口減への対策の強化が求められます。

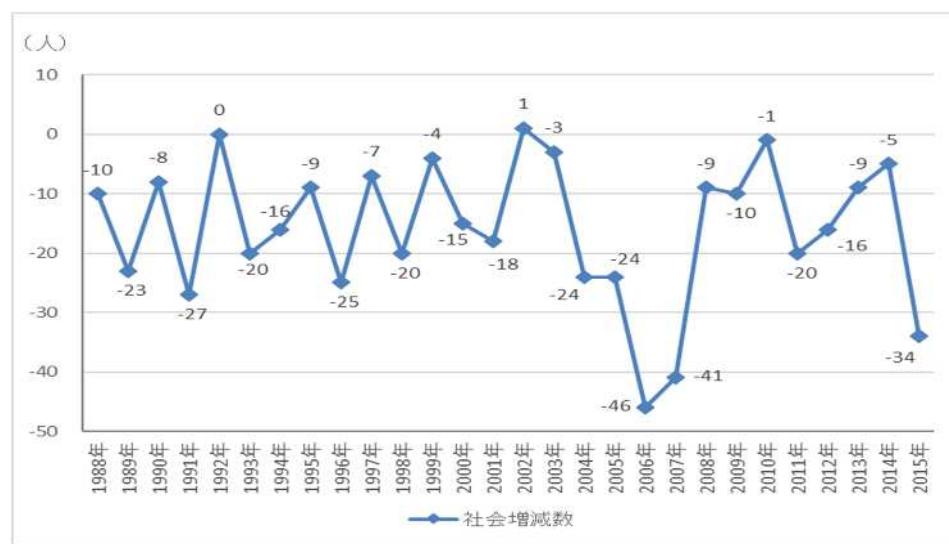
■ 図表2-5：転入・転出の推移

〔「愛知県統計年鑑・国勢調査報告」より〕



■ 図表2-6：社会増減の推移

〔「愛知県統計年鑑・国勢調査報告」より〕

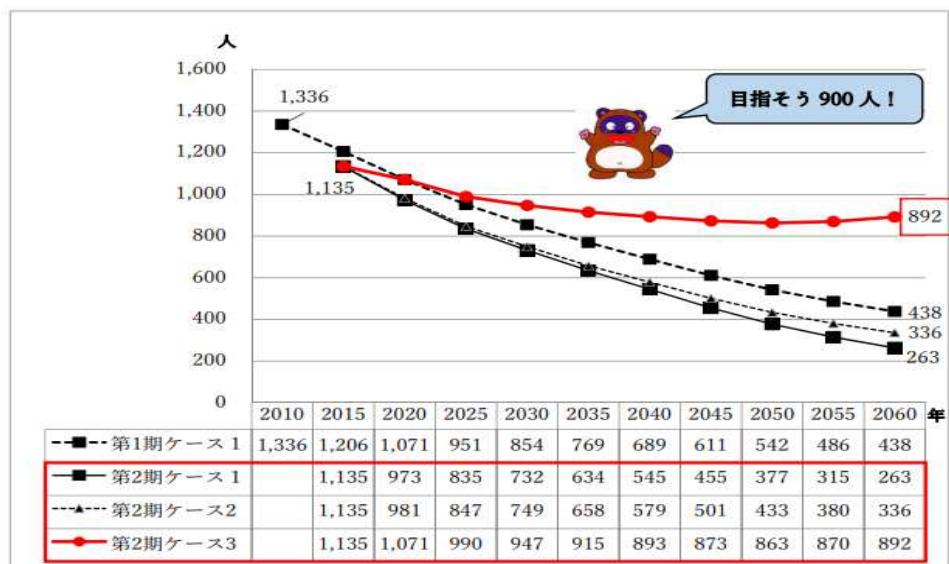


(2) 人口の将来予測

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、令和 27 年（2045 年）に 455 人、令和 42 年（2060 年）に 263 人という将来人口予測が出ています。この推計に対して、本村では「出生率向上対策」「転出抑制・転入促進対策」により、令和 42 年（2060 年）に人口 900 人程度の確保を目指します。

■ 図表2-7：「人口ビジョン」が目指す将来人口推計

〔出典元：「豊根村人口ビジョン」 令和 2 年 3 月策定〕



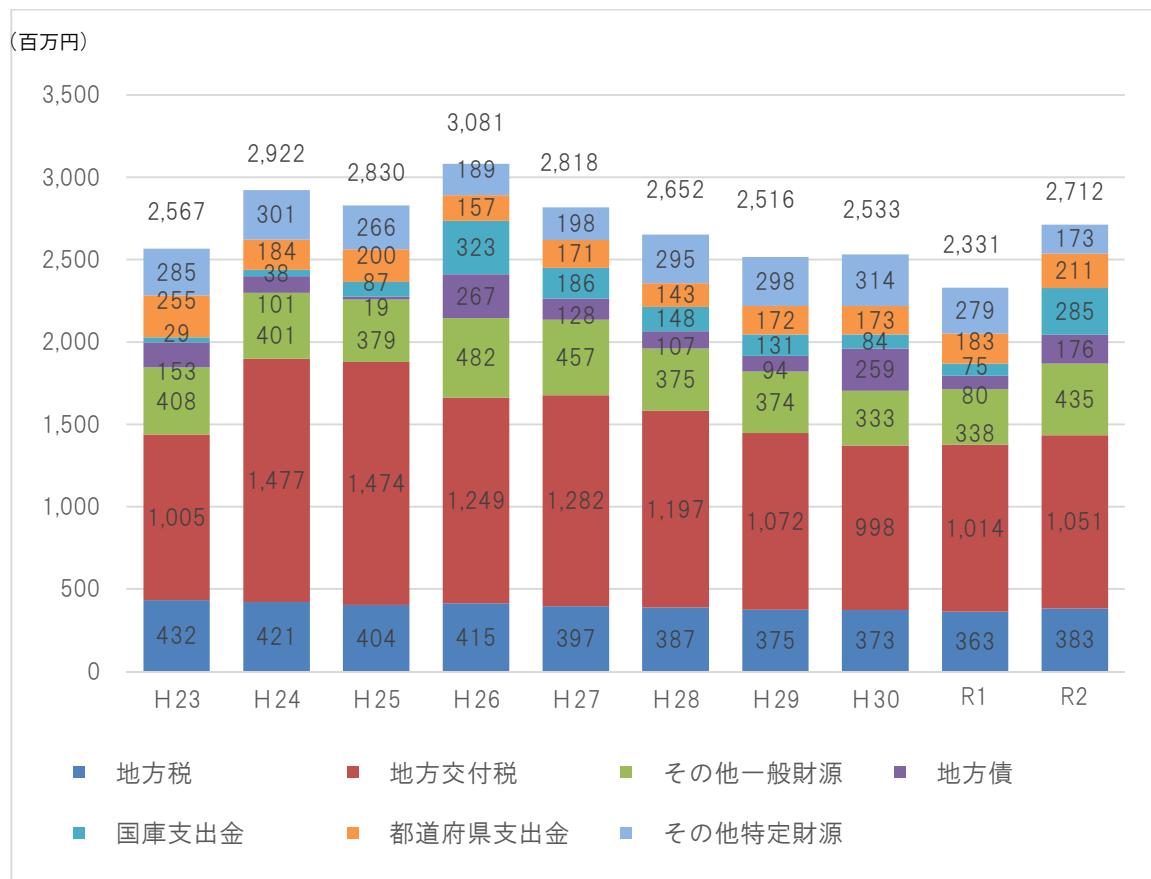
本村の「人口ビジョン」が目指す将来人口推計では、総人口は平成 37（2025）年に 990 人、令和 17（2035）年に 915 人、令和 27（2045）年に 873 人と目標値を定めています。

第3章 財政状況

1. 普通会計の歳入および歳出の状況

次に、本村の過去10年間の財政状況をみていきます。公共施設等を維持管理、更新していくためには、財政状況が大きく関係するためです。

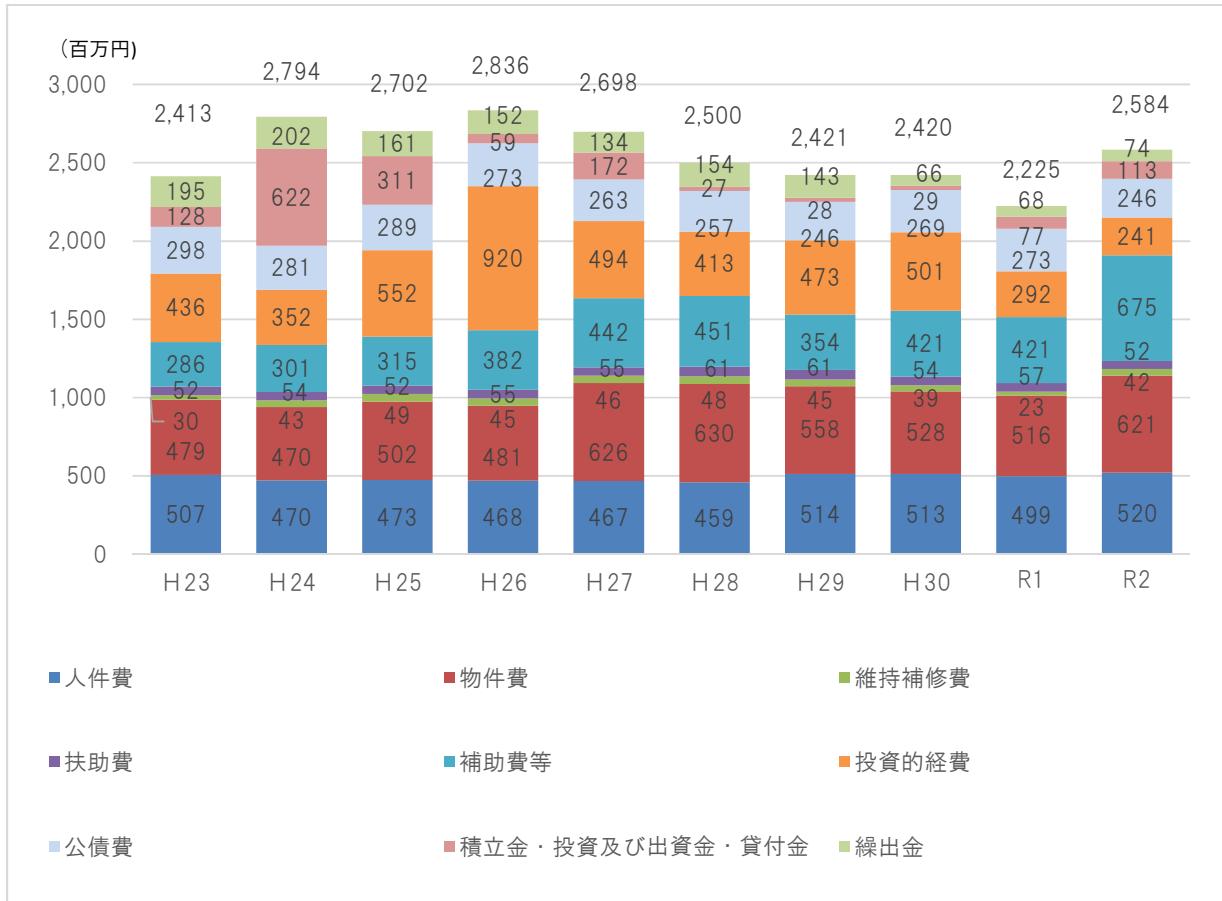
■ 図表3-1：歳入の推移（普通会計）



注) 本村での「普通会計」とは、一般会計と村営バス事業特別会計、診療所特別会計の合計をいいます。

令和2年の普通会計の歳入は、約27.1億円です。内訳としては、地方交付税が約10.5億円と最も多く、次いで、その他一般財源の約4.4億円、地方税の約3.8億円です。歳入全体の推移は、年度ごとに増減はありますが、概ね25~30億円程度で、この10年間の1年平均額としては、約27.0億円です。

■ 図表 3-2：歳出の推移（普通会計）



令和 2 年度の普通会計の歳出は、約 25.8 億円です。その内訳は補助費等が最も多く約 6.8 億円、次いで物件費が約 6.2 億円、人件費が約 5.2 億円、公債費が約 2.5 億円となっています。この 10 年間を見ると、物件費と補助費等が増加傾向にあり、投資的経費は減少傾向にあります。

公共施設（ハコモノ）や道路、橋りょうの建設費にあたる投資的経費は、過去 10 年間で総額約 46.7 億円（年平均約 4.7 億円）となっています。

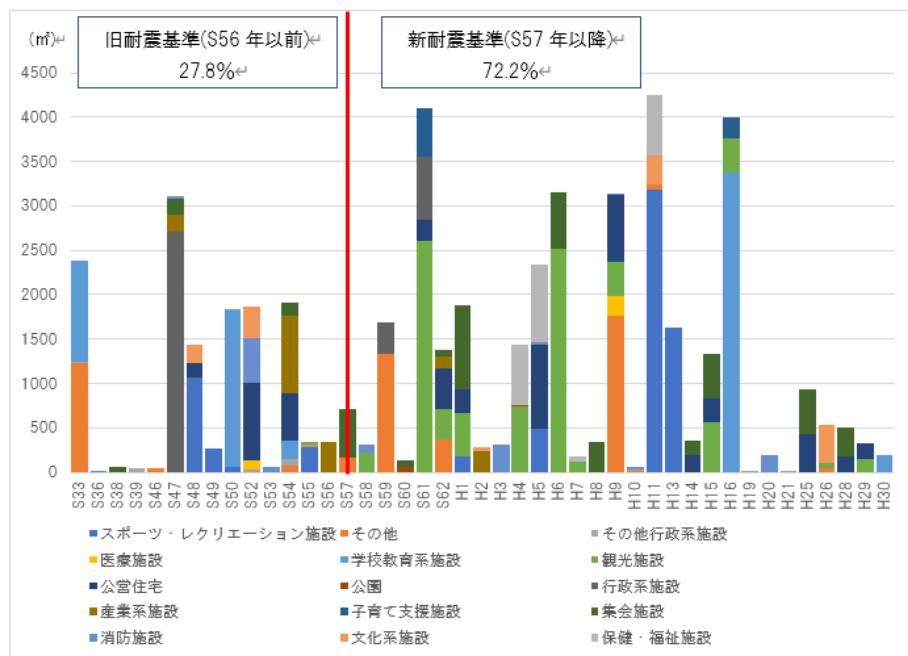
本村の歳出額に対して、投資的経費の占める割合が高くなればなるほど、財政に多大な負担が生じるため、適切な公共施設等の維持、管理、更新、または統廃合や複合化などを行っていくことが重要です。

第4章 公共施設等の現状と将来分析

1. 公共施設の延床面積と更新コスト試算

(1) 公共施設の延床面積とその割合

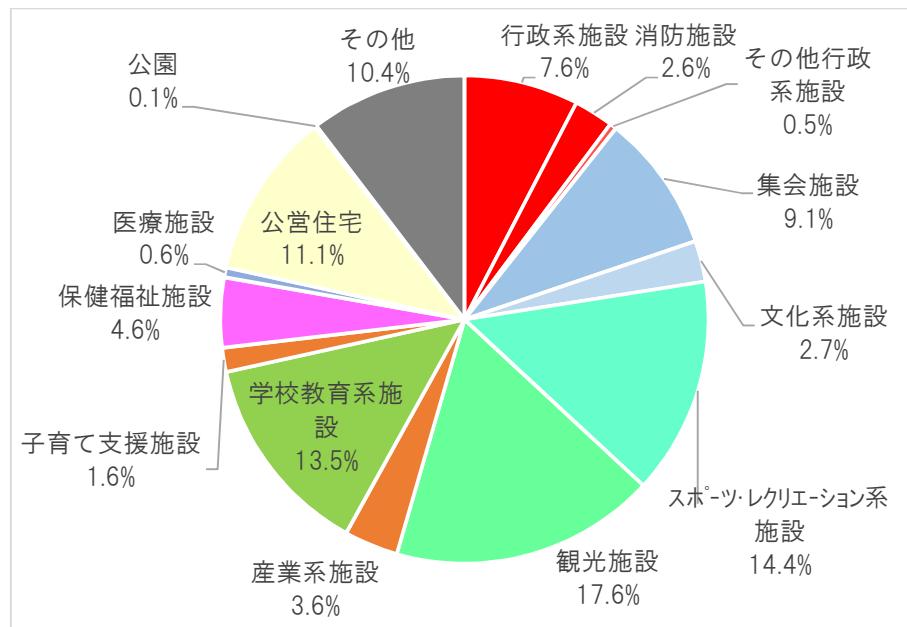
■図表 4-1 : 公共施設の延床面積と建築年 (普通会計)



普通会計に属する公共施設の延床面積の合計は 49,544 m²であり、うち旧耐震基準となる昭和 56 年以前に建設された公共施設は 27.8%、新耐震基準となる昭和 57 年以降に建設された公共施設は 72.2%です。

次に、普通会計の分類別の延床面積の割合をみていきます。

■図表 4-2：公共施設の延床面積の割合（分類別）



延床面積の割合が一番大きいのは観光施設であり、17.6%です。次に、スポーツ・レクリエーション系施設が14.4%となっています。

(1)-1 施設量の推移と減価償却率の推移

本村では、統一的な基準による地方公会計制度により、平成 28 年度から毎年度、固定資産台帳を更新しています。平成 28 年度から令和元年度末までの、公共施設の施設量推移と減価償却率推移は次のとおりです。

■図表 4-2-1：施設量の推移（公共施設）（H28 末～R1 末の施設量データ）

延床面積(m ²)	H28 末	H29 末	H30 末	R1 末
行政系施設	5,291	5,291	5,291	5,291
集会施設	4,524	4,524	4,524	4,524
文化系施設	1,349	1,349	1,349	1,349
スポーツ・レクリエーション系施設	7,144	7,144	7,144	7,144
観光施設	8,450	8,607	8,647	8,647
産業系施設	1,776	1,776	1,776	1,776
学校教育系施設	6,502	6,502	6,701	6,701
子育て支援施設	790	790	790	790
保健・福祉施設	2,296	2,296	2,296	2,296
医療施設	322	322	322	322
公営住宅	5,314	5,484	5,484	5,484
公園	74	74	74	74
その他	5,146	5,146	5,146	5,146

■図表 4-2-2：減価償却率の推移（公共施設）

年度	減価償却率
H28 年度末	67.1%
H29 年度末	64.7%
H30 年度末	66.3%
R1 年度末	69.1%

(1)-2 過去に行った対策の実績

平成 28 年度から令和元年度末まで、公共施設に対する長寿命化対策の実績（100 万円以上）をまとめると、次のとおりとなります。

■図表 4-2-3：過去に行った対策の実績

年度	内容	金額(千円)
H28	富山警察駐在所改修工事	1,620
	保健センター渡り廊下屋根改修工事	4,482
	森林組合事務室空調更新工事	1,933
	村営日余沢住宅改修工事	7,529
	芝桜園地整備工事	13,215
	萩太郎山遊歩道側溝敷設工事	3,399
	茶臼山スキー場ベルコン設置工事	24,786
	萩太郎山展望台整備工事	41,433
	いこいの里遊歩道整備工事	3,512
	茶臼の森活動拠点施設内外装改修工事	3,481
H29	新井グランド整備工事	20,952
	庁舎ネットワーク再整備工事	2,549
	にぎわい拠点施設整備工事	65,988
	保健センタートイレ改修工事	1,157
	村営中野住宅建替建設工事	110,854
	日余沢住宅改修工事	9,944
	芝桜園地整備工事	13,949
	グリーンステージ花の木巨大迷路整備工事	4,622
	萩太郎山浄化槽整備工事	28,746
	茶臼山高原芝桜の丘ライブカメラ設置工事	5,188
H30	茶臼山高原ペアリフト補修工事	4,952
	いこいの里試作棟改修工事	3,780
	村民ホール外壁修繕工事	1,080
	庁舎ボイラー室防水塗装工事	1,263
	役場高圧受変電設備改修工事	2,376
	庁舎ボイラー重油用地下タンク高精度液面計設置工事	1,976
	役場庁舎雨漏修繕工事	1,268
	村営新井住宅改修工事	6,642

年度	内容	金額(千円)
R1	役場庁舎高電圧受変電設備改修工事	2,808
	淡水魚加工施設整備工事（旧学校給食調理場）	31,064
	保育園エアコン設置工事	2,149
	芝桜園地整備工事	16,841
	大入の郷滞在棟外壁修繕工事	1,897
	茶臼山リフト補修工事	4,070
	小学校エアコン設置工事	12,852
	志高寮厨房整備工事	1,892

(1)-3 現在要している維持管理経費

平成30年度の支出を対象に、各公共施設の年間コストを分析した結果は次のとおりです。

■図表 4-2-4：現在要している維持管理経費（単位：千円）

分類	維持管理 経費	減価 償却費	トータル コスト
行政系 施設	庁舎等	112,697	15,693
	消防施設	106,915	6,850
	その他行政系施設	1,621	1,066
集会施設	46,117	23,610	69,727
文化系施設	6,433	4,921	11,354
スポーツ・レクリエーション系施設	11,364	46,178	57,541
観光施設	566,862	113,061	679,924
産業系施設	39,386	3,459	42,845
学校教育 系施設	学校	57,127	16,843
	その他教育施設	35,124	17,776
子育て支援施設	30,918	9,973	40,891
保健・福祉施設	28,691	19,220	47,911
医療施設	57,871	1,731	59,601
公営住宅	5,469	34,258	39,727
公園	4	325	329
その他	6,650	4,728	11,378
合計	1,113,248	319,690	1,432,939

(2) 公共施設の更新コスト試算

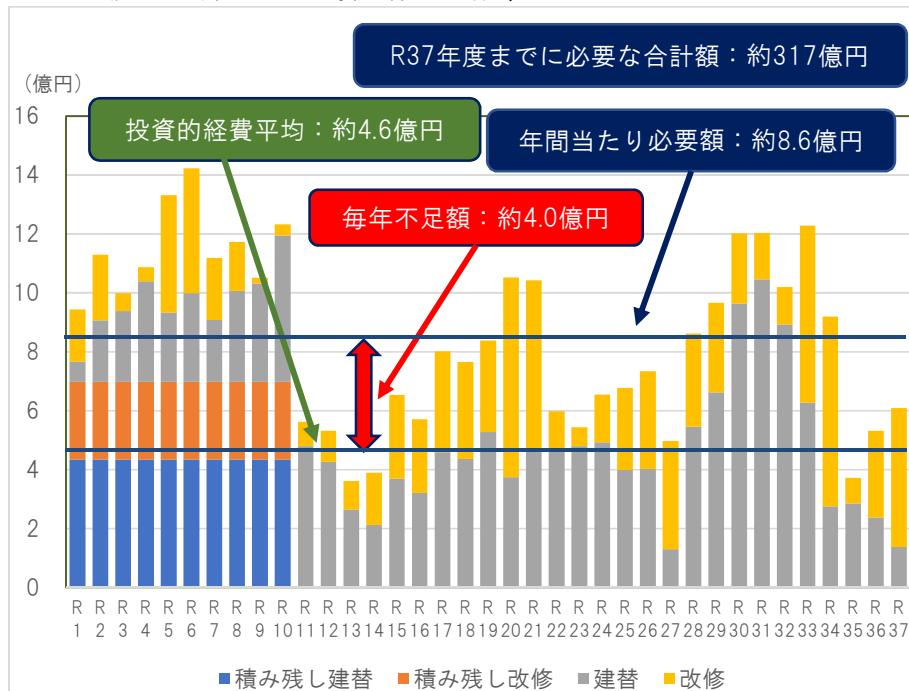
平成 29 年 3 月に策定した「本計画」では、当時、総務省から提供されたソフトを活用し、今後 40 年間、全ての公共施設等を保有し続けた場合の必要コストを試算しました。その結果、今後 40 年間で 192.3 億円、年平均 4.8 億円となりました。

今回の見直しにあたっては、平成 28 年度から総務省通達により全国の地方公共団体で導入された、「統一的な基準による地方公会計制度」の中で整備が必須であった固定資産台帳を基に、本村の施設を維持するために必要な将来更新費用の試算を行いました。

今回、平成 30 年度末時点の固定資産台帳の数値を利用することで、本村独自の取得金額や耐用年数等を特定できたため、平成 28 年 11 月の「本計画」策定時よりも将来負担コストの試算額が、より精緻化できました。

また、この方法による試算は、公会計及び固定資産台帳整備の目的でもある「ICT を活用した公共施設マネジメント」の一環としても有益と考えます。

■図表 4-3：公共施設の更新コスト試算（普通会計）



項目	内容や期間	金額
改修	耐用年数の半分経過時に修繕期間 2 年	取得金額 × 0.57 ^(※1)
積み残し改修 ^(※2)	修繕期間 10 年間	
建替	耐用年数満了時に建替期間 3 年	取得金額のまま
積み残し建替 ^(※2)	建替期間 10 年間	
耐用年数	固定資産台帳記載のとおり	
建物の金額	固定資産台帳記載の取得金額	

※1: 0.57=総合管理計画策定で利用した「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修と建替の初期設定単価の差の平均値

※2: 積み残しとは、試算時点で改修や建替実施年数を既に経過し、改修・建替されずに残されているケースです。なお、試算時に、償却率が 85%以上経過しているものについては、建替の時期が近いので、改修は行わずに耐用年数を迎える年度に建替るものとしています。一定時期に費用が集中することを避けるため、試算時より今後 10 年間で均等化することとします。

現在保有の公共施設（ハコモノ）をこれからもすべて維持していくと仮定した上で、改修や更新（建替）を行った場合、今後約40年間の更新コストは総額約317億円、年平均8.6億円という試算になりました。

2. インフラ資産の現状と更新コスト試算

（1）インフラ資産の現状

最初に、固定資産台帳整備以後のインフラ資産施設量の推移と減価償却率の推移を示します。

■図表4-4-1：道路の施設量推移

道路		村道		
		1級	2級	その他
H27 年度末	道路延長(km)	10,639.2	14,100.6	42,147.9
	面積(k m ²)	69.9	86.5	241.0
H28 年度末	道路延長(km)	10,639.2	14,100.6	42,147.9
	面積(k m ²)	69.9	86.5	241.0
H29 年度末	道路延長(km)	10,639.2	14,100.6	42,108.6
	面積(k m ²)	69.9	86.5	241.0
H30 年度末	道路延長(km)	10,639.2	14,497.4	42,108.6
	面積(k m ²)	69.9	90.0	241.0
R1 年度末	道路延長(km)	10,639.2	14,497.4	42,108.6
	面積(k m ²)	69.9	90.0	241.0

■図表4-4-2：橋りょうの施設量推移

橋梁		PC橋	RC橋	鋼橋
H27 年度末	橋梁数(橋)	6	48	29
	延長(m)	66.1	334.75	785.1
	面積(m ²)	433.9	1395.0	34599.6
H28 年度末	橋梁数(橋)	6	48	29
	延長(m)	66.1	334.75	785.1
	面積(m ²)	433.9	1395.0	34599.6
H29 年度末	橋梁数(橋)	6	48	29
	延長(m)	66.1	334.75	785.1
	面積(m ²)	433.9	1395.0	34599.6
H30 年度末	橋梁数(橋)	6	48	29
	延長(m)	66.1	334.75	785.1
	面積(m ²)	433.9	1395.0	34599.6
R1 年度末	橋梁数(橋)	6	48	29
	延長(m)	66.1	334.75	785.1
	面積(m ²)	433.9	1395.0	34599.6

■図表 4-4-3：上水道の施設量推移

簡易水道		導水管	送水管	配水管
H27 年度末	延長(m)	6,572	11,153	99,519
H28 年度末	延長(m)	6,572	11,153	99,519
H29 年度末	延長(m)	6,572	11,153	99,519
H30 年度末	延長(m)	6,572	11,153	99,519
R1 年度末	延長(m)	6,572	11,153	99,519

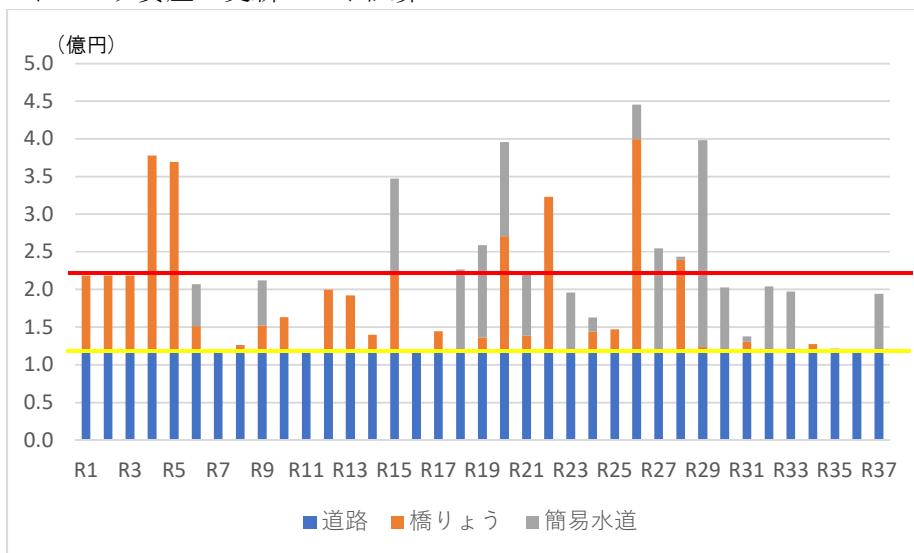
■図表 4-4-4：減価償却率の推移

	道路	橋梁	簡易水道
H28 年度末	29.5%	61.1%	45.1%
H29 年度末	31.1%	63.2%	46.8%
H30 年度末	33.0%	65.2%	48.4%
R1 年度末	35.4%	67.3%	50.5%

減価償却率は、「統一的な基準による地方公会計制度」に則り整備した固定資産台帳を活用して算出したため、固定資産台帳整備後となる平成 28 年度以降の推移を示しました。

(2) インフラ資産の更新コスト試算

■図表 4-5：インフラ資産の更新コスト試算



既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、今後約 40 年間の更新コストは総額 80.7 億円、年平均 2.2 億円（赤線）という試算になりました。

平成 23～27（2011～2015）年度の既存更新コストは年平均 1.2 億円（黄色線）であり、これを基準に算定すると年平均 1.0 億円の負担増が見込まれます。

道路、橋りょうは普通会計、上水道は上水道会計ですが、インフラ資産は住民が生活をする上で欠かせないものであり、その性質上、一度築いたものはなかなか廃止できないため、財政状況や地域の人口動態を勘案して、適切な維持管理と更新に努めます。

図表 4-1、4-3、4-5 の作成及び試算については、「統一的な基準による地方公会計」で整備する固定資産台帳を利用しておらず、今後も本村の施設マネジメントのために毎年度更新していきます。

〈試算条件〉

- 道路：村道舗装面積部（191,322.92 m²）を対象。耐用年数 10 年。
- 橋りょう：基準価額 × 面積で再調達価額を設定。耐用年数超過分は今後 5 年間で均等化。
- 簡易水道：耐用年数満了時に取得価額と同額で更新。

■図表 4-5-3：橋りょう基準価額

構造	単価（円/m ² ）
PC 橋・RC 橋	425,000
鋼橋	500,000
その他	425,000

①固定資産台帳上で取得価額が 1 円の資産は、再調達価額を設定します。

②試算時点で既に耐用年数を超過している資産については、今後 5 年間で均等に工事することとします。

3. 長寿命化対策を実施した場合の将来コスト必要額試算

本章 1、2 で、「統一的な基準による地方公会計制度」に基づき本村が毎年度更新している、固定資産台帳を基に将来必要額の試算を行いましたが、その際、耐用年数は固定資産台帳記載の数値を用いました。

一般的に耐用年数は、次の 4 つに分類されます。

■図表 4-6 耐用年数の分類

物理的 耐用年数	公共建築物躯体や部位・部材が、物理的原因等により劣化し、要求される限界性能を下回る年数
経済的 耐用年数	継続使用のための補修・修繕費や、他の費用が、改築または更新費用を上回る年数
法定 耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数（固定資産台帳で採用している）
機能的 耐用年数	使用目的が当初計画から変更、または、建築技術等の進展や環境的变化等に対して陳腐化する年数

上記のうち、「物理的耐用年数」が、他の耐用年数分類より長くなることが一般的です

が、固定資産台帳では「法定耐用年数」を採用しており、それに基づいた試算を行ったのが、本章図表4-3です。

近年、「予防保全型管理」として、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握、予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、建築物の部材を適切に保全することで、施設の長寿命化を図る取り組みが増加してきています。

本村でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長く公共施設等を使用できるよう、適切な維持管理を図っていくことが必要とされています。

(1) 公共建築物 長寿命化対策の考え方

公共施設等を長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。基準が定まることで、将来の更新費用がどの程度必要になるのか試算をすることが可能となります。

前述したように公会計で利用している固定資産台帳では、「法定耐用年数」を採用しています。本章図表4-3の試算結果は、「法定耐用年数」を迎えた時点で更新する場合の見込み額ですが、本村のこれまでの公共施設等への取組の状況を鑑みると、点検とそれに伴う修繕を行うことで、「法定耐用年数」以上の期間、利用しています。また、公共建築物は、「法定耐用年数」を迎える途中で改修することにより、実際に使用できる期間を延長できると考えられます。これらのことから、今回の長寿命化対策を行う場合の将来負担コストについては、適切な点検や修繕及び改修を行う前提で、「法定耐用年数」以上の期間、利用できると仮定して試算します。

その場合の建築物の計画建替年数は、「建築物の耐久計画に関する考え方 ((社)日本建築学会)」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて目標使用年数を設定します。

(2) 公共建築物 建替年数の設定

「建築物の耐久計画に関する考え方 ((社)日本建築学会)」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて、公共建築物の目標耐用年数を次のとおり設定します。

■図表 4-7 目標耐用年数 (公共建築物)

公共建築物の構造		公共建築物の耐久計画における目標耐用年数	目標耐用年数(上限値)	目標耐用年数(平均値)
SRC造 RC造	高品質	80～120年	120年	100年
	普通品質	50～80年	80年	65年
S造	普通品質	50～80年	80年	65年
	軽量鉄骨造	30～50年	50年	40年
CB造		30～50年	50年	40年
木造		30～50年	50年	40年

※SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄骨造、CB 造：コンクリートブロック造

※SRC 造・RC 造の高品質、普通品質の区別は、耐久性の高低によります。

※S 造の普通品質、軽量鉄骨の区別は、骨格材の厚みによります。

図表 4-7 で示す通り、「建築物の耐久計画に関する考え方 ((社)日本建築学会)」が提案する算定式や施設使用の限界年数の考え方に基づいて算出される、構造別の目標耐用年数には下限と上限に大きな幅があることから、予防保全型の管理とする公共建築物の建替年数を、その幅の中で決定する必要があります。

建替年数を「目標耐用年数」の上限値とした場合、「普通品質の SRC 造・RC 造・S 造」の公共建築物は建替年数が 80 年、「軽量鉄骨造・CB 造・木造」が 50 年となります。建設から建替までに、設備や機能が劣化することや、今後の人口減少等社会的要因による施設の利用用途の変更等が考えられること等から建替年数は上限値ではなく、より安全かつ効果的に利用できるであろう値に設定することが望ましいと考えます。

そこで、今回の耐用年数は「目標耐用年数」の平均値を採用値とします。この平均値は、「建築工事標準仕様書 (JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会)」における鉄骨鉄筋コンクリート (SRC) 造・鉄筋コンクリート (RC) 造の構造躯体の目標耐用年数とする 65 年と同一であり、これも平均値を採用する根拠の一つと考えています。

(3) 公共建築物 長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算

今回の総合管理計画改定業務では、長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算と、それによる効果額の算出が必要です。耐用年数については、下に示す通りとします。また、本章【図表

4-3】で示した、公共建築物の将来必要額試算するため、

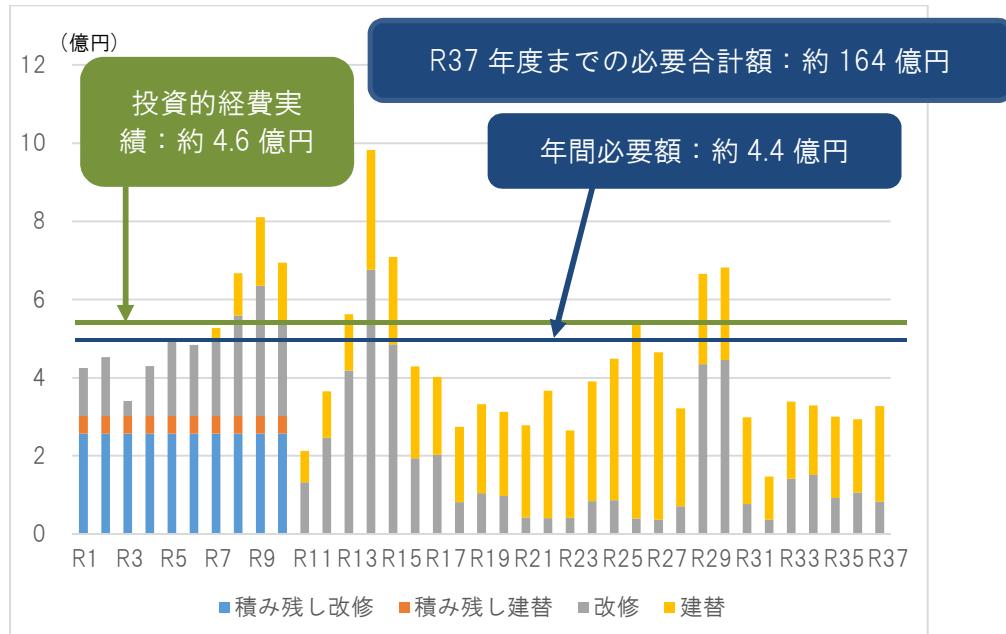
- ・耐用年数満了時に、取得価額と同一額で建替
 - ・耐用年数の半分を経過時に、取得価額の約6割の額で改修
- という条件で試算しました。

■図表4-8：対象施設の構造別長寿命化対策時の耐用年数

構造	耐用年数
SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）	65
RC（鉄筋コンクリート造）	65
S造（鉄骨造）	65
木造	40
その他	40

これらの条件により、試算した結果、公共建築物の長寿命化対策を行う場合の将来必要額は、次のとおりとなりました。

■図表4-9：長寿命化対策した場合の試算（公共施設）



※R37年度までの必要合計額：約164億円（年間必要額：約4.4億円）

長寿命化対策を講じた場合の令和37年までの将来必要額は、約164億円（約4.4億円/年）です。これは、平成23年～27年の投資的経費平均が約4.6億円なので、長寿命化対策を行うことにより、実績額と必要額が接近することがわかります。

(4) インフラ施設 長寿命化の目標

(4)-1 耐用年数（寿命）の考え方

本章で示したように固定資産台帳ではインフラ資産についても、「法定耐用年数」が採用されています。公共建築物と違い、インフラ資産は、住民の生活に密接に関わる資産が多く、その取扱いや考え方は公共建築物とは異なりますが、インフラ施設についても、日常の点検や法定点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に修繕を行い、故障による停止や事故を防ぎ、各部材を適切に保全することで長寿命化を図る取組が、各自治体により図られています。

本村でも、「予防保全型管理」の考え方に基づいて、「法定耐用年数」よりも長くインフラ資産を使用できるよう、適切な維持・管理の対策を図っていきます。

(4)-2 長寿命化対策の考え方と更新年数の設定

インフラ資産も、長寿命化するために、計画的に修繕等の保全を進めて行くためには、計画の基準となる更新年数を定める必要があります。インフラの更新年数は、それぞれ、次の考え方に基づいて更新年数を設定します。

■道路（舗装）

本村では、多くの舗装路面はアスファルトで、法定耐用年数 10 年ですが、一部の道路でコンクリート舗装（法定耐用年数 15 年）が存在しています。また、本村における過去の道路保全策により、10 年以上継続して使用していることがほとんどとなっています。

従って、今回の長寿命化対策については、舗装路面の耐用年数を 15 年とします。（農道・林道は対象外）

■橋りょう

橋りょうは、固定資産台帳では構造別に耐用年数が設定されており、最長で 60 年となっています。今回の試算においては、「道路橋の寿命推計に関する調査研究 国土交通省 国土技術政策総合研究所」で示されている内容を踏まえ、日常点検等の維持管理による長寿命化対策を行うことで、固定資産台帳で設定されている耐用年数の 1.5 倍は使用可能と判断し、試算します。

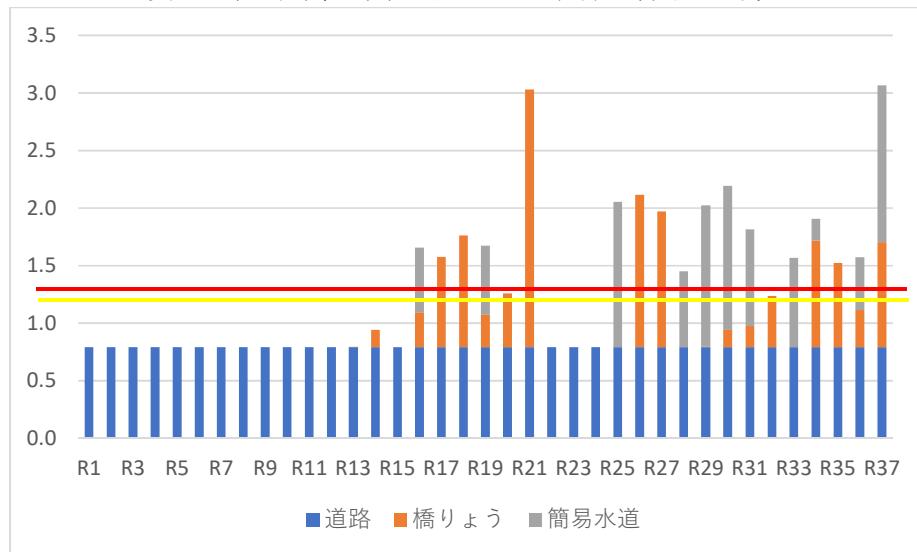
■簡易水道

水道管の使用可能年数は、管の素材や敷設箇所等、様々な要因によって異なります。そのため、管ごとに使用可能年数を設定することは難しいと考え、「水道におけるアセットマネジメント 実使用年数に基づく更新基準の設定例 厚生労働省」で示されている実使用年数の設定値例の平均値を使用可能年数と設定します。水道管については、同資料内で実使用可能年数として設定されている 40 年～80 年の平均値である 60 年を採用し、長寿命化の試算を行います。

(4)-3 インフラ資産 長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算

公共建築物と同様に、インフラ資産も長寿命化対策を行う場合の将来必要額試算が必要です。本章(4)-2で示した耐用年数に基づいて試算を行った結果、次のとおりとなりました。

■図表4-10：インフラ資産の長寿命化対策を実施した場合の将来必要額

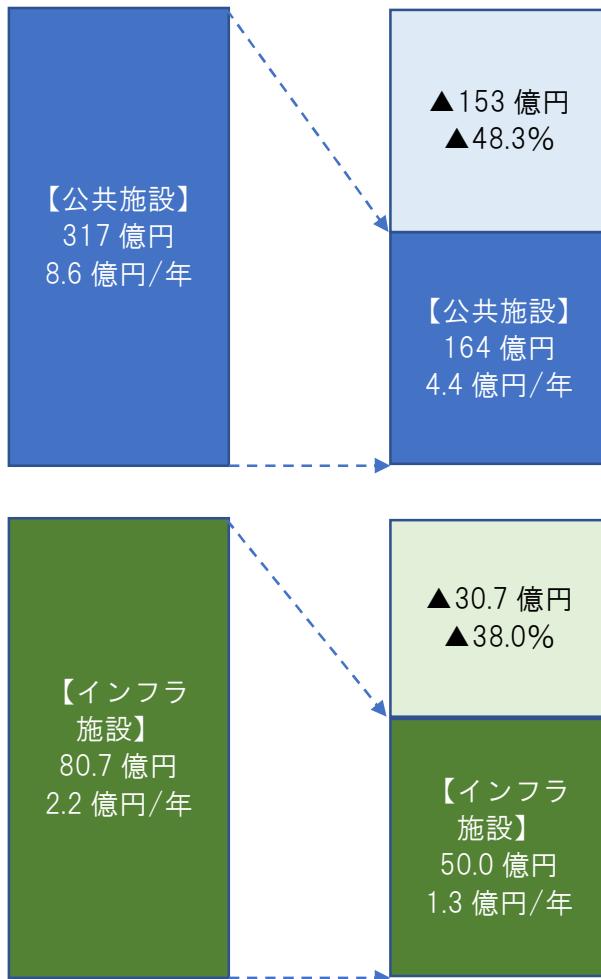


既存のインフラ資産を維持して長寿命化対策を実施した場合、今後約40年間の更新コストは総額50.0億円、年平均1.3億円（赤線）という試算になりました。

平成23～27（2011～2015）年度の既存更新コストは年平均1.2億円（黄色線）であり、これを基準に算定すると年平均0.1億円の負担増が見込まれます。

(5) 対策の効果額

長寿命化対策を行うことにより、将来の更新費用は抑えられることがわかりました。長寿命化対策による効果額は次の通りです。



第5章 公共施設等管理の基本方針

1. 本村における基本方針と数値目標

(1) 基本方針

■公共施設（いわゆるハコモノ）について

更新費用試算額と今後の人ロ減少や少子高齢化をふまえ、本計画期間の総量（公共施設においては延床面積の合計）の数値を設定します。また、適正な維持管理、長寿命化などによりライフサイクルを延ばすことで、将来負担の均衡と低減を計ることとします。

■インフラ資産（道路・橋りょう・上水道・下水道）について

廃止・転用することが難しいため、現存するインフラを維持することを前提としながらも、更新費用不足額と人口減少をふまえ、必要かつ適切な更新と維持管理に努めます。

(2) 公共施設の数値目標の設定

平成29年3月に策定した「本計画」では、総務省試算ソフトによる将来必要額を試算し、その結果をもとに、削減目標を4.2%と設定しました。

しかし、令和3年3月に策定した「個別施設計画」では、本村固有のデータである固定資産台帳を基に将来必要額を試算した結果の方が、より精緻であると考え、その結果に基づき、公共施設の削減目標を、次のとおり計算し、設定しました。

(2)-1 財政面からの削減目標率の設定

本村の投資的経費平均値は、4.6億円であり、現状の公共施設等を全て維持させていくのに毎年必要となる試算額8.6億円に満たず、毎年約4.0億円が不足することがわかります。

そのため、財政状況から見て施設削減の必要性があり、施設削減目標率を次のとおり設定しました。

- $$\frac{(8.6 \text{ 億円(年間当たり必要更新費用)} - 4.6 \text{ 億円(投資的経費の標準水準値)}) \div 8.6 \text{ 億円}}{(年間当たり必要更新費用)} \times 100 = 47\%$$

(2)-2 人口動向からの削減目標率の設定

将来の適切な施設規模となるよう、個別具体的な方針を定める「本計画」においては、財政面からの施設削減に加え、人口動向面からの施設削減率の設定が重要と考えます。

財政面からの削減目標率計算の期間となるべく揃えるため、令和2年と令和37年の人口減少

比較をします。令和2年の人口は、本村の令和2年10月1日時点の人口で、令和37年の予測人口は、令和2年3月に改訂した「豊根村まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）」内の人口予測値を採用します。

■図表5-1：人口動向からの削減率計算

	人口（人）	減少率
令和2年	1,066	
令和37年	870	18.4%

→削減率=19%

(2)-3 削減目標率の決定

財政面と人口動向の両面から施設の総量を考察すると、令和元年度から令和37年の37年間に公共施設の延床面積を一定の削減を行う必要があります。

そこで、現行のサービス水準を維持しつつ、適切に施設を維持管理・運営していくために、次の施設削減目標値を設定します。

- 本村の公共施設の総量を令和8年度までに8%削減することを目標値として設定します。

(3) インフラ資産（道路・橋りょう・上水道）の数値目標の設定

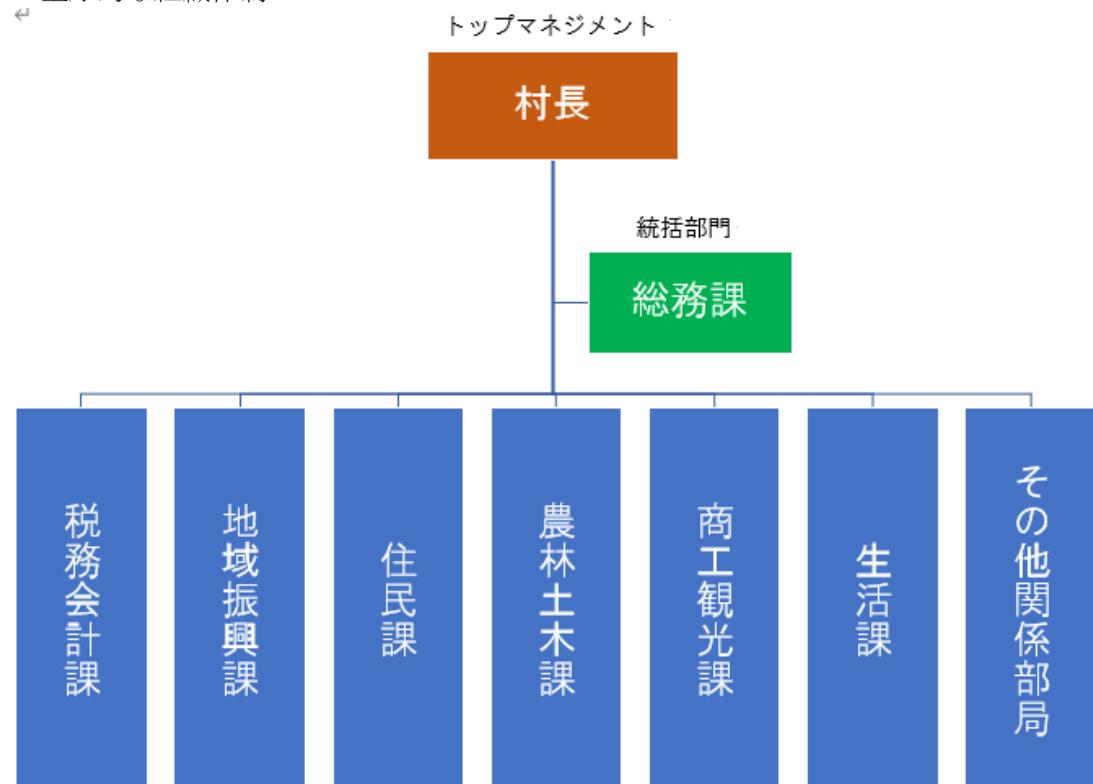
図表4-5から、既存のインフラ資産を維持して改修や更新を行った場合、今後約40年間の更新コストは総額80.7億円、年平均2.2億円という試算になりました。平成23～27（2011～2015）年度の既存更新コストは年平均1.2億円でしたので、不足額は年平均1.0億円となります。

第4章で試算したとおり、既存のインフラ資産の更新には、実績額以上の費用がかかることが予測されますが、インフラ資産に関しては廃止・転用することが困難なため、現存するインフラを維持管理、更新していくことを前提とし、総量に対する数値目標は「現状維持」とします。

2. 庁内の推進体制

(1) 全庁的で横断的な推進組織づくり

■全庁的な組織体制



- ・統括部門（総務課）にて、固定資産台帳システム（公会計と連動）により、各施設の面積、建築年、取得金額など資産を管理します。
- ・施設を所管する部局が、所管施設の情報を定期的に固定資産台帳システム（公会計と連動）に入力、更新します。
- ・統括部門（総務課）にて一元管理しながら情報を共有します。
- ・入力された情報や、作成する財務書類を、施設マネジメントや施設分析等に活用します。

(2) PDCA サイクルを意識した本計画の実行

本計画は、30年先を見据えた長期にわたる公共施設等のあり方を示すものであり、実際には、その時々の人口・財政・社会情勢や計画の進捗状況を考慮し、適宜、見直しを加えながら進めていく必要があります。

このため、本計画を基とした実施計画、すなわち施設ごとの「個別施設計画」（令和3年3月策定）で定めた施設ごとの方針の実行には、PDCAサイクルを取り入れながら、全庁横断的に個々の公共施設等に応じたマネジメントを実施していく方針とします。

■図表 5-4 : PDCA サイクル



3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

現状行っている定期点検を引き続き適切に行うとともに、施設ごとの点検・診断等の実施結果を蓄積し、その実施状況等を把握できるようにします。

施設間における保全の優先度の判断を行うにあたっては、劣化診断等を実施することなどにより、経年による劣化状況、外的負荷（気候天候、使用特性等）による性能低下状況および管理状況を把握した上で検討を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設の重要度や劣化状況に応じ長期的な視点で優先度をつけた上で、計画的に改修や更新を行います。

管理運営にあたっては、指定管理者制度等官民連携の手法の積極的な活用を推進するとともに、新しい技術や考え方を積極的に取り入れながら維持管理・修繕・更新等を合理的に進めることにより、財政負担の軽減やライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等について、ソフト・ハードの両面から安

全を確保します。

安全の確保にあたっては、避難施設又は防災拠点施設かどうか、多数の住民の利用がある施設であるかどうかなどの視点から、対応の優先度を検討します。また、経年劣化による外壁の崩落などの危険性が高い施設については、不慮の事故に繋がらないよう緊急の修繕等の措置をとるなど、適切な処置を講じます。

(4) 耐震化の実施方針

本村では順次耐震化を進めているため、重要度が高い未耐震施設についても速やかに耐震化工事が行われるように努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設ごとの耐用年数到来年度を把握し、公共施設の更新の対応時期を把握するとともに、ライフサイクルコスト縮減のためにも適切な改修を行い、財政負担の軽減を図ります。

(6) 統合や廃止などの推進方針

公共施設等の総量削減のために、公共施設等の統合、廃止など、あらゆる観点から合理的で費用対効果の高い取り組みを進めていく必要があります。

未耐震で重要性が乏しい施設、老朽化が顕著である施設や、未利用資産については施設削減の優先度を高くして、効果的な売却や廃止をすることで将来的な施設維持の負担を軽減していくこととします。

公共施設の統合、廃止等の検討にあたっては、総量削減は財源確保の一つの手段であると捉え、単純な面積縮減とすることなく、行政サービスの水準や機能、必要度、人口動態、利用頻度などを意識して検討してまいります。

(7) ユニバーサルデザインの推進方針

公共施設等の改修・更新に当たっては、住民のニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、その対応に努めます。

(8) トータルコストの縮減や平準化に関する方針

延床面積の削減だけではなく、人口減少に伴う税収減が考えられるため、施設を維持していく費用の縮減や平準化を考えていく必要があります。施設の利用状況の把握やデータ分析を行い、必要に応じて使用料の改正、公会計と連動した施設別セグメント分析の実施など、施設維持のためのコスト意識を強化し、「本計画」の推進や評価に努めます。また、予防保全型の施設維持を心掛け、安全性の向上と、トータルコストの縮減に努めます。

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 公共施設

令和3年3月に策定した「個別施設計画」との整合性を図りながら、各施設についての方針を次の通り定めます。

①行政系施設

庁舎等は、通常時の行政拠点であるとともに、災害時における拠点としても機能すべき施設です。今後も長期的な視点による計画的な維持管理・修繕・更新を行っていきます。安全性を考慮して、未耐震、老朽化により、富山支所、旧富山村教育委員会、富山駐在所は更新、統廃合、複合化、廃止等の対策が必要です。

消防施設は、災害発生時の救援・救急活動において重要な役割を果たす地域の防災拠点です。消防活動の拠点であり、安心・安全のまちづくりのために欠かすことの出来ない施設であるため、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。旧栗世消防詰所は、老朽化が顕著のため更新、統廃合、複合化、廃止等の対策が必要です。

その他行政系施設は、防災倉庫および避難所として、また行政関係書類の収蔵庫として利用されています。役場備蓄倉庫は老朽化が著しいですが、必要な施設のため更新する予定です。そのほかは、今後も適切な規模での維持管理・修繕・更新を行います。

②集会・文化系施設

集会・文化系施設は、地域のコミュニティ形成の核となる施設として、生涯学習やさまざまな催しを行う施設であり、幅広い年齢層に利用されています。しかし、人口減少と老朽化により未利用施設が増えており、運動場集会所、大谷集会所、下柄集会所・車庫は更新、統廃合、複合化、廃止等の対策が必要です。全体的には、本村には欠かすことの出来ない施設であり、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

③ スポーツ・レクリエーション系・観光施設

スポーツ・レクリエーション系施設は、年齢を問わずさまざまな方に利用され、住民の健康増進と体力の向上、親睦交流を促進するために重要な施設です。各施設が提供しているサービスについて、利用実態や運営コストをふまえながら施設のあり方を検討しつつ、今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。

観光を目的とされる村外來訪者は今後も見込まれる上に、観光は本村の素晴らしいアピールできる大切な施策の柱でもあることから、各施設については今後も適切な維持管理・修繕・更新を行います。ただし、老朽化が顕著な場合や未利用施設については廃止等の検討が必要です。

④産業系施設

産業系施設は、地場産業である農林業を保全・啓発していくために必要な施設です。今後とも適切な規模で維持管理・修繕・更新を行います。

⑤学校教育系施設

学校は、自治体のあり方として必要不可欠なものであるため、児童数の推移を勘案して今後も適切な規模での維持管理・修繕・更新を行います。ただし、富山小中学校は耐震診断の結果を踏まえ、危険性が高いと判断しており、更新、統廃合、複合化、廃止等の対策が必要です。

⑥子育て支援施設

保育園は、働き盛りの子育て世帯にとって必要不可欠な施設ですので、今後も適切な規模での維持管理・修繕・更新を行います。山村留学センター（清山荘）は、施設の閉鎖も検討されていますが、現時点では決定しておらず、移譲も視野に入れています。

⑦保健・福祉施設

保健・福祉施設は、総合的な健康づくりと高齢福祉に寄与する施設となっています。今後は、少子高齢化がさらに進むと予測されているため、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑧医療施設

医療施設は、人が定住するために必要不可欠な施設です。巡回診療が可能になったことと建物の耐用年数が迫っていることから富山診療所は廃止等の検討が必要です。豊根村診療所は、今後とも適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑨公営住宅

公営住宅は、過疎地域である本村への定住を促進する重要な施設です。老朽化が顕著な漆島住宅（1号）は廃止、久原住宅は利用率が低く未利用住宅が多いため移譲等の対策が必要です。そのほかは、今後も適切な規模での維持管理・修繕・更新を行います。

⑩公園

本計画では公園内の建物（いわゆるハコモノ）のみ対象となります。農村広場管理棟とパターゴルフ場公衆便所がこれにあたりますが、公園が快適に利用して頂けるように適切な維持管理・修繕・更新を行います。

⑪その他

その他の施設には、すでに活用されていない施設も含まれています。本村の基本的な方針として、老朽化が顕著な施設、未耐震の施設、未利用施設は処分を検討していき、旧土木作業員詰所、旧理髪店兼住宅、休憩所（旧柳の木）、旧豊根小学校、旧坂宇場小学校は廃止する予定

です。また、学校の廃校に伴い、使用していない教員住宅は用途変更をして別目的での使用等の検討が必要です。そのほか、利用可能な施設については今後の活用を検討します。

(2) インフラ資産

①道路・橋りょう

道路や橋りょうは、住民生活に直結しているとともに、一度整備されたものは、代替の道路等が整備されるなど特別な事情がない限り、廃止することが困難です。このため、現在、村が保有する道路や橋りょうは、将来にわたり維持管理していくことを基本的な前提とします。

一方で、その維持管理に要する費用についての削減を図るため、重要度が高く交通量が多い道路と重要度が低く交通量も少ない道路間での維持管理水準（舗装の打ち替え頻度等）を変えることで、今後必要となる更新費用の縮減に努めます。

また、利用頻度の高い重要な橋りょうについては、橋りょう長寿命化計画に基づく取組みを継続し、ライフサイクルコストの縮減を進めます。

②上水道

上水道は、住民の日常生活に直結するものであり、美味しく安全な水の供給を図ることで公衆衛生の向上と生活環境の維持に寄与しています。今後とも安定的に水道が供給されるように水道管の老朽化対策や耐震化対策を進め、適切な維持管理・修繕・更新を行います。

■総合的な基本方針

令和3年3月に策定した「個別施設計画」で、各施設分類内の優先順位設定を行いました。特に、本村内で機能が重複している施設の削減を行っていきますが、住民生活の維持を考慮すると、本村にとって、どの分類も、どの施設も重要であり不可欠です。

ただし、多くの施設が老朽化の問題を抱えており、並行して長寿命化や更新に取り組む必要があります。どの施設も必要で、どの分類でも老朽化が問題である現状においては、分類をまたいだ優先順位の設定を検討しつつ、「個別施設計画」で設定した分類内での優先順位を意識して、適切な施設維持を行うこととします。

5. 今後の課題と推進方策

(1) 行政サービス水準等の検討

本村の財政状況とその見通しは、長期的には年々厳しくなっていくことが予想されているため、公共施設を含め行政サービスの水準をどの程度に保つかが今後の課題となってきます。

総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略等に基づき、さまざまな観点から有効な施策を実施していくとともに、公共施設等の現況を把握し、そのあり方を十分に議論しながら、施設ごとに必要な行政サービスの水準を検討していく必要があります。

そのため、村全体の人口動態をふまえながら、適切な維持管理と多機能化を進めるととも

に、長期的には統廃合なども検討していきます。

さらには、将来世代への負担軽減と財源確保のためには、サービス水準の維持や運営コスト軽減を目的とする施設利用料の見直しなどについても、検討を進めていく必要があります。

(2) 議会や住民との情報共有

公共施設等を庁内で一元管理する体制を構築した上で、公共施設等に関する情報については積極的な公開に努めます。

財産管理を統括する課（総務課）が把握している公共施設等の情報は、議会に対しては特定の時期に公開していくとともに、議員などからの急な求めに応じても適切に情報共有できるよう常日頃から心がけます。

住民には広報紙やホームページなどでの広報に加え、各施設でその施設の建物情報や利用状況の資料などを掲示して施設利用者に周知を図ることも有効です。また、利用される住民からの声を公共施設等のあり方や施策に反映させるため、目安箱などで意見を伺うことも手法の一つです。

さまざまな手法を用いながら、公共施設等の情報共有を進めます。

(3) PPP/PFI の活用について

PPP（Public Private Partnership）とは、官と民が役割を分担しながら社会資本の整備や公共サービスの充実を図る概念や手法をいい、PFI（Public Finance Initiative）は、公共施設の整備にあたって民間の資金やノウハウを活用する手法をいいます。

本村では、既に指定管理者制度の導入に取り組むなど、積極的に民間の活力とノウハウを取り入れた行政サービスを行っており、今後も PPP/PFI をさらに積極的に推進して行政サービス水準の維持や財政負担の軽減に努めます。

(4) 行政区域を超えた広域連携について

近隣自治体や県との広域連携については、現状通りの方針で行います。

長期的には、近隣自治体の人口動態や財政状況もふまえながら、広域連携を計ることにより公共施設等の整理統合や合理化を目指します。